

子どもの発達を支える健康教育の視点

三井 登*

(名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科)

キーワード：保育、労働、3つの系、保育所保育指針、幼稚園教育要領

1. はじめに

発達心理学者の田中昌人は、かつて養護教諭らに向けた講演会で、子どもを取り巻く発達の環境について、次のような問題を指摘した。

「乳児期後半が一番、文化の豊かさと発達の豊かさが乖離しているところなのです。

家の中に這う広さがない。

這っても自然の恵みにぶつからない。

家の外でも這えない。

移動の自由が面白くない。

だから、やめておこうということになる。

乳児期後半ではずいぶん意欲をもっているのに、それが発揮できる場所が準備できていないような生活環境だからです。」¹

田中は、日本の生活環境における「文化の豊かさと発達の豊かさの乖離」の問題を指摘した。現在も、多くの子育て家庭で課題となっている居住空間や住環境問題である。発達や健康を規定する物理的条件としての生活環境は、個人の努力で解消できる問題ではない。それは、国や地方自治体の住宅政策、都市計画、まちづくり計画や土地利用に関わる政策に規定される。すなわち、一人ひとりの発達や健康課題は社会動向と表裏一体の関係にある。

2017年に改訂された、保育所保育指針（厚生労働省告示第百十七号、2017年3月。以下「指針」とする）と幼稚園教育要領（文部科学省告示第六十二号、2017年3月公示。以下「要領」とする）における子どもの健康に関する位置づけを確認しておこう。

指針は、「1 保育所保育に関する基本原則」において、「(1) 保育所の役割」について「ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」²（下線一筆者）、と規定している。

また、要領は、前文に「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的」³（下線一筆者）を掲げている。

小稿は、「健全な心身の発達を図る」こと、「心身ともに健康な国民の育成」などの健康に関わる理念や目的について、子どもの発達を支えるための健康教育を実践していく上で、どのような枠組み・方向でその教

* 責任著者

三井登 mitsui@nayoro.ac.jp

育の在り方を構想していけばよいのかを、整理するためのノートである。検討対象は、健康教育に携わる担い手のおとなである。

指針や要領には、それらが掲げた理念や目的の達成に向けて、現状の問題を集団的、社会的に変えていくための課題と方法について具体的に示されていない。

こうした課題の設定においては、教育の果たす役割が大きいと考える。小稿の動機は、発達を支える健康教育⁴の在り方について、個と集団と社会の在り方との関係で捉えること、健康の概念を再考すること、の2点をとりあげて整理しておきたいという極めて個人的な関心による。

2. 社会的環境と「成長・発達の自立性」は「表裏一体」

中西新太郎は、子どもの育ちや保育のいとなみを捉える際の視点について、「もっぱら個人（個体能力）の成長・発達に焦点を当て理解する方法論的視点には欠陥がある」とし、「一人ひとりの子どもの育ちとそれをケアする保育のいとなみについて、いわば方法論的個人主義とは異なるアプローチが要請される」⁵、と述べている。また、そのいとなみの社会的環境を論じる際、「社会的環境とは、成長・発達にとっての外的条件ではなく、成長の過程と内実とに直接かかわるという意味での環境だということ。そして、そうした社会的環境がどうあるかは、子どもたちが取り結ぶ世界とのかかわり方（人格の不可欠な構成部分）を根源的に規定する。」すなわち、「社会的環境の外在的な把握は成長・発達領域の自立性を暗黙裡に仮定することと表裏一体の関係」⁶であると指摘している。

秋田喜代美、箕輪潤子、高櫻綾子らは、「保育の質研究の展望と課題」（『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47号、2007年）の中で、保育の「質の評価を問う研究は、子どもや保護者の幸福のためにどのような責任を引き受け保育者や保育研究者、行政関係者が果たしているのかというその一步一步の歩みを自覚化して可視化し問い直しつつ協働していく民主的な保育創造の過程である」⁷、と述べ、保育の質研究が諸階層の「協働」に基づく「民主的な保育創造の過程」として、社会的な役割を果たしていくことが今後の課題であると述べている。

保育現場における課題として、森上史郎は、子どもの発達を捉えるためには保育者集団の協力体制が重要である事を強調し、「保育現場の協力体制は真の”協働”“になっていないもののがかなり存在する」⁸との認識を示し、保育者集団の「真の協働」を求めている。子どもの発達保障のためには、それに関わる保育者集団の在り方が問われるとの指摘である。森上は、「実践現場から見えてくる問題」として述べている。多くの現場で問題を抱えていることから言及せざるを得なかった。

一人ひとりの発達を保障していくには、以上の如く集団や社会との関連の中で捉える必要がある。

健康教育についてみると、個々の子どもの健康をどう保障していくかという観点から、子どもへの直接的な関わり方や環境整備の在り方に関する記述が多い。保育者養成向けに編まれた領域健康のテキストの殆どがそうである。他方、社会的視点から健康を位置づける著作も蓄積がある⁹。内海和雄『子どもの身体と健康観の育成 健康教育論』（医療図書出版社、1985年）は、社会的、集団的領域と個の教育との関係を位置づけている研究として参考になる。健康の歴史を概観しても、歴史学者の鹿野正直は、「健康観の変遷と、それによって照らされる日本近現代の位相を、かなり明瞭に辿りうる」¹⁰と述べているように、健康（観）は社会と表裏一体の関係にある。

児童福祉法に基づく「健全な心身の発達を図る」という目的のためには、その発達観について、子どもを取り巻く集団的、社会的環境を捨象して考えることはできない。個々の子どもの発達課題を捉えていくことは、もちろん重要であるが、教育基本法第1条が示す「平和で民主的な国家及び社会の形成者としての資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」には、民主的な集団の経験や観点が必要だし、社会の形成者としての資質を備えるためには社会の諸課題と向き合わずして育成できないであろう。そのような「心身ともに健

康な国民」を育成するためには、個人の視点だけでなく、集団的、社会的視点を欠くことはできない。社会的視点には、憲法や、人権との関係で健康を捉える視点が必要だし、最も基本的なこととして整理しておかなければいけない対象である。汲田克夫・山本万喜雄編、野尻與市著『健康教育概論 生きる権利の認識』（医療図書出版社、1974年）は、「健康・人権・憲法」の関係を掘り下げた健康教育領域の初期の成果である。憲法や人権との関係は、小稿では扱いきれない課題であるので、別にノートを作ろうと思う。

上述のように、発達や健康の領域を集団や社会との関係で捉えた研究の蓄積はある。特に田中昌人『人間発達の理論』（青木書店、1987年）では、個人、集団、社会を個々ばらばらに把握するのではなく、それぞれがどのように関連し合っているのかを統一的に把握していく必要性を説き、それを体系化した。

筆者は、保育者養成に関わり、保育内容の領域の一つである健康の科目を担当している。保育者養成にあたって、「健全な心身の発達を図る」とか、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す」ために、健康と発達保障との関係を捉え、目指すべき社会の実現に向けた、個人、集団、社会との関係を明らかにする必要があると考える。

以下では、発達を支える健康教育の課題について、田中昌人の論に依拠しながら整理していくこととする。

3. 個人の系のみを発達を捉えるのではなく、集団的、社会的系との関連を視野に入れる

田中昌人は、「子どもの発達の力がわかっていくようになっていく」と同時に「私たち自身のおとなの発達の課題」が、発達保障における三つの系を統一的に把握していく点からきちんととらえられて、そして、新しい一〇〇〇年紀の扉が開けるようになっていくということも忘れてはならない¹¹と述べている。この3つの系とは、①個人の発達の系¹²、②集団の発展の系、③社会の進歩の系を指す。

「私たち自身のおとなの発達課題」とは、学力があっても、政治的、社会的、教育をめぐる問題的状况に対して、「自分たちが主人公になって、これをかえていくために、「どこまで力が発揮できているか」／「協力できているか」／こういうところを評価していく必要があると思います。／そういうことができようになっていくために、」¹³、3つの系を「統一的に把握」することが「きちんととらえられて」いくことが大切ある、と強調している。

田中は、「子どもの発達の力」の理解と「おとなの発達課題」は両方大事であると述べ、とりわけ後者のおとなの発達課題としては、「協力」し問題を「かえていく」「主人公」（主体性）について、3つの系を統一的に把握する上で「忘れてはならない」こととして強調している。3つの系のうち、「基本となるのが集団の系」である。「集団の発展の系というところを基幹にとらえているのは、非常に大切」¹⁴だと述べ、3つの系の関係を位置づけている。

「発達保障における3つの系の統一的発展」については、実践に即していえば、「個人の発達の系、集団の発展の系、社会体制の進歩の系として…中略…健全な民主主義が実現されていくことが期待される」¹⁵として、それぞれについて次のように説明を加えている。

個人の発達の系については、「個人が、能力における一面性や能力と人格との乖離、専門的弱点等を克服して、全体的発達を民主的な専門的力を発揮していけるようにすること。」集団の発展の系については、「家庭や学校、職場や地域、その他文化、スポーツなどの営みにおいて、集団がもっている組織的弱点を克服して、民主的な共同組織としての集団的力を発揮していけるようにすること。」社会体制の進歩の系については、「政治体制、経済体制と福祉、教育、労働行財政など民主主義の原則が貫かれていないという弱点を克服して、社会的生産様式を民主化し、民主的な政治的、経済的力が全面開花をしていけるようにすること。」と、各系の対象を明示し、「民主的な専門的力」、「民主的な集団的力」、「民主的な政治的、経済的力」の発揮を目指すべき方向性として示している¹⁶。

田中は、「民主主義の原則が貫かれ」ることが、各系の弱点を克服する力となっている。発達を保障するた

めには、あらゆる場面で民主的な視点と行動が基盤となると主張している。

上述した、森上の保育者集団の「協同」性は、「民主的な集団的力量」に位置づく。秋田、箕輪、高櫻らが、保育の質評価研究との関係で言及した、行政関係者らとの「協働していく民主的な保育創造」などは、「民主的な政治的力量」と深く関係している。田中が示した、発達保障の3つの系は、現代的課題に即しても決して古くなった議論ではない。

これら3つの系は、「社会的生産様式を基盤にして、いずれも人間の社会的、発展的な再生産活動によってもたらされる。それは相互に関連しながらも相対的に独立した生成の合法則性をもっているが、それぞれの系の内容の決定にあずかる教育の力は大きい」¹⁷と述べている。社会的生産様式を基盤に、上部構造としての社会的諸関係、さらにはその「発展的な再生産活動」により3つの系の内容が作り出され、そして、その内容は、人間社会の発展的展望の中でそれぞれの独自の「生成の合法則性」に基づきながら、「教育の力」によって形成される。3つの系の実体を形作る教育の役割は大きい。各系における教育の力については後述する。

引用を続ける。「各系に基盤、前提、条件、内容があるが、個人の系からみると、通常の場合、基盤となるのは社会体制の進歩の系であり、前提となるのは集団の発展の系であり、諸条件をもとに、内容としては個人の発達の系が十全な全体的発達をとげていくことが目指されると考える。ここで集団の発展の系は、自由と民主主義の原則にもとづいて、目的に応じた幾多の協同体を組織していくことができるという柔軟で変化に富む高い創造性の故に、他の系が発展していく際の基環となる。この系には実践的に未開拓の魅力あふれる活動様式が限りなく残されている。これに対して資本主義的競争は、自由と民主主義に基づく団結の基盤をつきくずし、基環としての集団の発展の系に民主主義的内容と創意あふれる高い生産性が実現していくことを根底からはばもうとする。」¹⁸

田中によれば、例えば、個人の系としての子どもの健康問題を捉える際、その子どもが置かれている社会体制が基盤としてあり、その前提に子どもに関連する集団の系がある。そして、この集団の系が、他の2つの系の発展していく際の「基環」となっているが、資本主義的競争はその発展をはばもうとする。

この間の保育政策における、待機児童対策にみられる株式会社による保育所の設置推奨や、園庭の代替に近隣の公園を認める施策、高架下の保育所開設等は、その例に漏れない。「限られた」予算を名目に、規制緩和を実行し、保育業界に経済の論理が導入された。国のエネルギー政策が引き起こした2011年の福島原発事故は、ここでいちいち例を挙げるまでもなく子どもたちの健康破壊を直接的に引き起こし、住み慣れた土地を離れざるを得ず、「健康で文化的な生活」を営むことなどできず、問題は現在も続いている。田中の上記の文章は、1987年に書かれたものである。それから30年を経た現在も、その指摘に共通する、あるいは問題がより深刻化しているものもある。

以下、引用を続ける。「3つの系は、今日の下では、個人の発達の系においては、不均等発達を克服してから全体的発達への道が追求されなければならない。集団の発展の系においては、貧困、差別から脱却して、基環としての民主的な内部規律と価値の再生産を行っていく豊かな自由度のある複数の協同の組織への参加と集団活動への道が追求されなければならない。社会体制の進歩の系においては、戦争、搾取、収奪を廃絶して、真の平和な連帯した社会の建設と高い労働生産性・民主的な分配への道が、総合的、自覚的に追及されなければならない。」¹⁹

ここでは、社会問題と3つの系との関係と、諸問題を乗り越えていくための社会の在り方について言及している。諸個人の「全体的発達」を達成するために、各系の進むべき方向性が示されている。

先に、田中は3つの系の「内容の決定にあずかる教育の力は大きい」と述べ、各系の内容の形成に果たす役割に教育を位置づけている。3つの系の関係性と、教育の役割について次のように述べている。

「3つの系は各自と無関係にあるのではない。成人各自の人格発達において内的に結合している。したが

って、各自の発達の課題としてそれを教育的に捉えるさいには、先ず個人の発達の系としては、各自がどのように、どれだけ専門的な弱点を克服して、民主的な専門的力量を発揮することができるようになってきたか、を教育的に評価することが求められる。そして集団の発展の系との関係では、各自がどのように、どれだけ組織的弱点を克服して、民主的な組織的力量を発揮することができるようになってきたか、を教育的に評価することが求められる。さらに社会体制の進歩の系との関係では、同じく各自がどのように、どれだけ政治的弱点を克服して、民主的な政治的力量を発揮することができるようになってきたか、を教育的に評価することが求められる。こうして各自が、民主的な専門家として、組織者として、社会人として、仲間とともに未来の歴史を拓く民主的な主人公に発達していく過程で、障害者問題に関していえば、障害を軽減させ、障害の発達の意味を変え、それを人格発達の契機にすべく教育的にとりくんでいく。そこでは、真の平和と連帯に基く高い労働生産性を前提に、それが平等の原則に基づいて、各自にとって、その成果を必要かつ適切に享受できるようにしていくことが社会のありかたと共に追及されていく。」²⁰

3つの系に共通するのは、「能力を発揮することができるようになってきたか、を教育的に評価する」ことである。新自由主義的な成果主義的評価ではない。「民主的」な各「力量を発揮」することについて「教育的に評価する」と対極にある評価の仕方が成果主義的評価であるから、田中の言う評価の在り方を再検討する現代的意味は極めて大きい。

また、3つの系は「成人各自の人格発達において内的に結合している」ということが前提となって、「したがって、各自の発達の課題としてそれを教育的に捉えるさいには、…」と文章が続いている点に注目したい。各系はそれぞれ独自の領域として検討する必要があるが、それらは「人格発達において内的に結合している」ということは一体どういうことなのか。

例えば、それは、小稿の冒頭で掲げた文章を例に取り、保育者に即して考えると、個人の系では、乳児期後半の発達の特徴を専門的に理解しそれを高めているかが問われている。集団の系では、その保育者が所属する保育者集団で、子どもの育ちについて議論し共有しているか、職場が民主的に運営されているかが問われている。社会の系では、心身ともに健康な育ちを保障する、あるいは子どもの発達保障のために、保育行政に働きかけて園の環境改善を要求したり、発達を十分保障するための保育者の数が足りなければ、それを国や行政に要求していく等である。発達理解を専門的に深めれば深めるほど、子どものおかれている環境の改善を要求せざるを得ない状況が生まれる。かつ、それを集団的に議論して深めていく。このように、3つの系は、「人格発達において内的に結合」しているのである。このことは、更に予算が足りないから保育所は増やせない、保育者の処遇を改善するには消費税を上げることとセットにする等の予算や税制の問題理解へと発展し、自治体や国の財政の全体構造を問題とせざるを得なくなるなど、より社会的問題と深く結びついてくるようになる。

田中は、さらに広い視野で、「真の平和と連帯に基く高い労働生産性を前提に、それが平等の原則に基づいて」という高い理念と目指すべき方向性を示し、「各自にとって、その成果を必要かつ適切に享受できるようにしていくことが社会の在り方と共に追求されていく」ことを提起している。このような視点抜きに、個別の発達や健康教育の在り方を模索しても、発達や健康の領域は、そもそも個人と社会と表裏一体の関係にあることから（そもそも社会から全く切り離された個人などいない）、問題の本質的解決に向かわないことは明らかである。

4. 子どもを健康にしてやればそれでよいのか

学校保健を専門とする野尻與市が、ある高校の養護教諭の研究会で話をしたときのことである。「私たちの役目は生徒を健康にしてやればよいので、その健康をどういうことのために使おうと、それはその人個人の問題で、私の関知するところではない」と発言した中年の養護教諭がいた。」²¹この養護教諭は、「生徒を

健康にしてやればよい」、「健康をどういうことのために使おうと」関知しないと。ここには、2つの問題があるように思う。1つは、健康を科学的に認識していくと、ただ自分だけ健康であればよいということにはならないこと（生き方としてはあり得ても）、もう1つは、自分の健康が社会にどう要請され扱われるかという問題である。ここでは、後者の問題について野尻の文献を引用しながら考えてみたい。なお、社会からの健康の要請については、上述の先行研究、鹿野正直の『健康観にみる近代』がある。時代の「健康観」に人々がどのように扱われてきたのかを明快に示している。

先の養護教諭の考え方に対し、野尻は、「望み得る限り完全な肉体の健康は、たしかに願わしい。しかし、それを何のために使うかによって、それが常に願わしいもの、善であるとは限らないのである。…中略…「いわれなき暴力行使の為—その極端な例が戦前の日本の侵略戦争のための強兵づくり—などということが存在する場合、本当に健康を権利と考えて、もり育てていく立場になければいけない学校教育の場で働く人びとが、それでも「健康」であれ、と果していえるものであろうか。そのような場合は、折角自分のものにした健康も、実は、まさに人的資源として消耗を前提とした単なる丈夫で、結局はその健康はおろか生命さえ空しくなる。それがわかっている、私たちは身体を健康を願い、かつ、人びとに「健康」であれと説いてもいいものなのであろうか。そのような「健康」でも、人間として、人間の生命として、必要欠くべからざるものなのであろうか」²²、と疑問を呈している。

特にここで重要なのは、健康教育が、「人的資源として消耗を前提とした単なる丈夫で、結局はその健康はおろか生命さえむなしくなる」ものになってもよいものなのか、ということである。保育者養成にあっても、子どもを健康にしてやればよい、健康がどう使われても構わない等の趣旨に近いことを無自覚に教えていないだろうか。子どもの発達との関係で健康教育がどう位置づくか、ということを考える際、子どもの健康が保障される環境や、発達段階における健康教育の在り方などを基本に据えながら、「健康で文化的な生活」を営む権利が保障されているか、その権利の内容とは現在どのような水準にあるのかを検証する必要がある。そして、発達段階を大人まで伸ばした時に、将来を見通した健康主体をどう展望するかということ視野に入れて、それぞれの発達段階における健康の発達のプロセスを社会との関係で検討する必要がある。

労働者として働きに出るとき、「人的資源」としての健康の内容と、「健康で文化的な生活」を営む権利の主体としての健康、発達を支える健康の内容とが矛盾してくる。それは、基本的には、健康搾取と健康の主人公ないしは主体との矛盾で、疎外された健康である。自らの健康が、資本に従属し、資本の為の健康となる。したがって、先の養護教諭の発言にあったように、健康にしてやればよい、健康がどう使われても構わないという認識は、身体の外見上、あるいは病気でない状態が健康であるということであろう。「何のために」が大事である。歴史的に見ても、健康は、政治的にも経済的にも着目され利用されてきた²³。

健康にしてやればよい、という量的把握、さらには量的把握に基づく健康教育の実践について、基本的な問題構造をどのように考えたらいいのだろうか。

哲学者の柳田謙十郎は、身長と体重を例にとり、量と質との相互媒介的關係について次のように述べている。

「子供が大人となるということは一面からいえばたしかに一つの量的拡大という面を含んでいる、しかし身長や体重がどれだけふえたにしても、唯それだけでは我々の歴史的人間としての発展ということは意味をなさない（風船がいくらふくらんでも発展とはいわない、落体に加速度が加わっても発展ではない）。そこにはこれと同時に子供の時になかった質が新に加わる、或はそれによって彼の人間性、彼の人格の全体に何らかの質的変化が生ずるということがなければならぬ。唯身体ばかりが大きくなって（その身体各部の釣合ももとのままで拡大されて）、知能や感情や意志が子供の時と少しもかわるところがないならば、それは発展どころかむしろ退化でさえあると考えられる。この故に発展の概念—この発展の概念は唯弁証法的なるものとしてのみ可能且つ現実的であることができるのであるが—は、単なる量的概念でもなく、また単なる質的

概念でもなく、量と質との相互媒介的な関係の上のみ可能となる概念であるということが出来る。」²⁴

子どもの身体の形態的発育としての量的拡大が、質（知能、感情、意志）を伴わなければ、単に風船がふくらんだだけであり、発展とはいわない。発展とは、量と質との相互媒介的な関係、すなわち身体が、知能、感情、意志等と相互媒介的に関連しあって発達していくことである。したがって、単に健康になればいいというだけでは、人間としての発達を遂げたことにならないということである。歴史的人間の発展を展望するならば、生から死までを見通した健康の発達過程を、労働を媒介した定義²⁵として深めていかなければならないと考える。

最後に、健康の概念について触れておく。WHOの健康の概念は周知の通りで、全ての教科書に掲載しているのでここでは割愛する。ここでは、労働を媒介した健康の概念について試してみることとする。

オパーリン、プラトノフ等共著『生物界の弁証法』（亀井健三・高橋清・河辺広男訳、たたら書房、1973年）は、健康の概念を次のように規定している。長くなるが引用する。

「健康と疾病の概念は、正常という定義と緊密に結びついている。…中略…パヴロフは、正常を健康の生理学的尺度として評価した。

唯物論的科学の観点からすれば、正常とは、生体の形態学的、生理学的特性が、変化する外的環境諸条件にダイナミックに対応することとみるべきであろう。このことは、生体の生物学的体制と結びついて、生体もつあらゆる可能性実現のための前提をなしている。この定義のわくの中でこそ、人間が自己の労働および社会的機能を遂行し、自己の生物学的体制の中にふくまれている可能性を極限まで展開する能力が、人体に対する正常ということの規準になるのである。

健康の概念も生物学的正常の定義と緊密にむすびついている。健康とは、あれこれの社会的条件における労働と社会的活動を、完全に実現するような人体の能力を保障するところの、生物学的な正常状態のことだと定義できる。

人間の健康の主要な標準は、労働および社会的機能が遂行できることだとする定義は議論をひきおこすかもしれない。というのは、病人でも、労働や社会的機能を何らかの程度に遂行できるからである。しかし、この反論は、一寸注意してみるならば、しりぞけることができる、というのは、正常と健康の標準としては、単に働けるということではなくて、人間が自分の全能力を労働と社会生活に捧げうることだからである。換言すれば、本当の労働能力のことをいっているのである。

もう一面からみれば、このように健康を定義すると、ときにはあまりに多くの人々が病気とみなされるということになる。実は、そうではない。資本主義社会で、多くの人々が労働および社会生活に十分に参加していないのは、生物学的な制限からではなくて、支配階級の寄生生活様式、教養の欠如、失業などによるものなのである。

純粋に生物学的な、＜正常＞の概念は、有機体とその生活条件との統一を反映していること、パヴロフによれば、環境と生体との不断の均衡を反映していることである。しかし、人間にとっては、この正常の定義は不十分で、以上のべたことで補われなければならない。」²⁶

オパーリンらは、健康の概念を、「あれこれの社会的条件における労働と社会的活動を、完全に実現するような人体の能力を保障するところの、生物学的な正常状態のことだと定義できる」、とした。ここでいう「正常」とは、「生体の形態学的、生理学的特性が、変化する外的環境諸条件にダイナミックに対応することとみるべき」、と定義している。そして、「人間の健康の主要な標準は、労働および社会的機能が遂行できること」として、「正常と健康の標準としては、単に働けるということではなくして、人間が自分の全能力を労働と社会生活に捧げうること」、言い換えれば「本当の労働能力のこと」と定義している。

大事なのは、健康の概念に、「労働」と「社会活動」が含まれ、その「完全に実現するような人体の能力」としているところである。

先の養護教諭が語った、「生徒を健康にしてやればよい」、「健康をどういうことのために使おうと」関知しないとは、健康教育の実践上、「健康」をどうとらえるかという点が深められていないことにも気づく。健康の概念を、労働と社会活動に人間の全能力を捧げることと関連させることが、健康教育の内容を構想する上で大事な視点であることが理解できる。そのことが歴史的人間の発達を展望することにおいて、健康領域の内容を深めることにもつながる。労働をどう捉えるかという本質論と、労働問題における健康領域にどのような課題が生じているかという問題などと関連させて、現代社会における健康問題を把握する必要はある。子どもたちが将来健康に生きていくためには、労働との関係を発達段階の何時の時期に導入していくかという教育課程の課題も整理していかなければならない。

4. 結びに代えて

研究ノートとして整理してきたことと今後の課題を以下に列挙する。

田中昌人の3つの系については、発達を支える健康教育として、各系の内容を深めていかなければならない。既に京都教職員組合養護教員部の編著で出版されている4巻本を参考に、個の系の発達段階と健康教育の関係を整理する必要がある。

また、集団の系と、社会の系については、現代社会と身体、健康の問題をリンクさせ、集団の組織論、政治・経済情勢などを、個別具体的に整理する必要がある。

健康には目的規定が必要であることを、野尻與市から示唆を受け、健康の概念の内容を再考することの必要性に目を向けることになった。

健康の概念に、労働と社会活動を媒介して捉えることが、3つの系と関係してくることを今回確かめられたことが成果である。

最後に、発達と健康の内的関連について示唆された文章を引用する。

「発達観に支えられた健康観を」（「第1章 保健の仕事は教育の一環」、藤田和也監修・中道昭二編集『養護教諭のための実践教育保健学講座 第1巻 健康養護と発達保障の統一』出版科学総合研究所、1985年）と題した文章である。

「…前略…WHOの健康の定義には、発達の視点（したがって教育によって発達を促進するという観点）はみられません。…中略…

健康を発達との関連でとらえると、それは「健康とは、環境にはたらきかけ、獲得し、変革すること、つまり人間が発達すること」と、とらえることができます。WHOでは、健康とは身体的・精神的・社会的に健康な状態だといっていますが、さらにこれをすすめて、「健康とは環境に働きかけ、変革し獲得すること、つまり人間が発達していくことが障害されない状態にある」といえるのではないのでしょうか。「環境を変革し、獲得すること、自らを変革していくことが発達の中身であり、こうした意味での人間の発達が身体的・精神的に支障なく行われることが、発達の1つの基礎的条件にもなります。この状態を“人間”の健康といえるのではないのでしょうか」²⁷。

注

¹ 京都教職員組合養護教員部編『田中昌人講演記録 子どもの発達と健康教育④』かもがわ出版、2002年、41頁。

² 厚生労働省編『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018年、362頁。

³ 文部科学省『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、2018年、286頁。

⁴ あるいは、「健康を実現していく発達の力」（京都教職員組合養護教員部編『田中昌人講演記録 子どもの

発達と健康教育①』かもがわ出版、1988年、40頁）。

⁵ 中西新太郎「指定討論 保育における社会的次元とは」、名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科編・発行『社会保育実践研究』創刊号、2017年、8頁。

⁶ 中西新太郎、同上、8頁。

⁷ 秋田喜代美、箕輪潤子、高櫻綾子「保育の質研究の展望と課題」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第47号、2007年、302頁。

⁸ 森上史郎「保育者の専門性・保育者の成長を問う」『発達』83号、2000年、72頁。森上によるハーグリーブズ (Hargleaves, A.) (ハーグリーブズの論については重引) の学校に於ける教師集団の「協働」の整理は次の通りである。「教師集団の働きには」協働“(collaboration) と”わざとらしい同僚性“(contrived collegiality) が」あり、前者には「真の協力関係」が見られ、後者は、「保育者の自発性から生まれたものではなく、管理者の意向によって生まれたもの」にすぎない。「真の」協働“」の特徴は、ハーグリーブズによると、①「一人一人の教師の自発性にもとづくものであること」、②「それは一緒に仕事をしているうちに生じてくるもので、義務的なものではないこと」、③「自分たちの実践をよりよいものにしようと志向していること」、④「教師相互のコミュニケーションが特定の場や時間に限定されることなく、”いつでもどこでも”行われること、⑤「協働した結果は必ずしもはっきりと目にみえる形の成果としてはあらわれないし、また、あらかじめ、簡単に方向が予測できず、一見無駄と思えるような試行錯誤があること」などである。(同、72頁)

⁹ 例えば、園田恭一、川田智恵子編『健康観の転換 新しい健康理論の展開』(東京大学出版、1995年)では、「支援、矯正、連帯と健康」の章で、「ネットワーキングと保健・医療の新しい展開」(277-292頁)についてその動向と分析を加えている。また、宮坂忠夫、川田智恵子編『新版保健学講座7巻 健康教育論』(メヂカルフレンド社、1991年)では、健康教育と社会的に変動する健康問題とは連動する故、健康教育が変容していくことの必要性を説いている。

¹⁰ 鹿野正直『桃太郎さがし 健康観の近代』(朝日百科日本の歴史別冊 歴史を読みなおす 23)、朝日新聞社、1995年2月20日、2頁。後に、鹿野正直『健康観にみる近代』(朝日新聞社、2001年)として発行。健康と社会の関係を史的に概観したものには他に、北澤一利『「健康」の日本史』(平凡社、2000年)もある。

¹¹ 京都教職員組合養護教員部編、同前書、1988年、183頁。

¹² 「個人の発達の系」についての研究の到達点については、田中昌人「第四章 発達保障の発達理論的基礎」(田中昌人・清水寛編『発達保障の探究』全国障害者問題研究会出版部、1987年、141-179頁)を参照。

¹³ 京都教職員組合養護教員部編、同前書、1988年、183頁。

¹⁴ 京都教職員組合養護教員部編、同上書、181頁。

¹⁵ 田中昌人『人間発達の理論』青木書店、1987年、303頁。

¹⁶ 田中昌人、同上書、303-304頁。

¹⁷ 田中昌人、同上書、304頁。

¹⁸ 田中昌人、同上書、304頁。

¹⁹ 田中昌人、同上書、304頁。

²⁰ 田中昌人、同上書、304-305頁。

²¹ 汲田克夫・山本万喜雄編、野尻與市著『健康教育概論 生きる権利の認識』医療図書出版社、1974年、38頁。

²² 汲田克夫・山本万喜雄編、野尻與市著、同上書、38頁。

²³ 鹿野、北澤の他に、藤野豊『強制された健康 日本ファシズム下の生命と身体』(吉川弘文館、2000年)を参照。

²⁴ 柳田謙十郎『弁証法十講』創元社、64-65頁

²⁵ エンゲルス「猿が人間になるについての労働の役割」、大月書店編集部『猿が人間になるについての労働の役割他10篇』大月書店、1965年、7-25頁。

²⁶ オバーリン、プラトノフ等共著、亀井健三・高橋清・河辺広男訳『生物界の弁証法』たたら書房、1973年、6版222頁。

²⁷ 「発達観に支えられた健康観を」(「第1章 保健の仕事は教育の一環」、藤田和也監修・中道昭二編集『養護教諭のための実践教育保健学講座 第1巻 健康養護と発達保障の統一』出版科学総合研究所、1985年、14頁)は、汲田克夫の提起の要旨であることが付されている。要旨の出典は明記されてない。